（小規模用）

（　　　　　　　　　　　　　　）消防計画

（目的）

第１　この計画は、防火管理業務について必要な事項を定め、火災等を予防し、火災から人命を保護するとともに災害に因る被害の軽減を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２　この計画は、（　　　　　　　　　　　　　）に勤務し、又は出入りするすべての者に適用するものとする。

（防火管理者の勤務）

第３　防火管理者には（　　　　　　　　　　　）が当たり、次の業務を行う。

　１　消防計画の作成、検討及び変更。

　２　消防計画の周知徹底

　３　従業員に対する任務及び責任の周知徹底

　４　消防訓練（消火・避難・通報訓練）の計画と実施

　５　建物等の自主的な点検及び消防用設備等の点検とその指導監督

　６　火気の使用又は取扱いに関する指導監督

　７　収容人員の把握と安全管理

　８　管理権限者に対する助言及び報告

　９　その他防火管理上必要な業務

（自衛消防組織）

第４　（　　　　　　　　　　　）を自衛消防隊長とし、別紙１の任務及び担当員による自衛消防隊を編成する。

（予防管理組織）

第５　日常の火災予防及び地震等災害発生時の出火防止を図るため予防管理組織を編成し、別紙１の担当区域ごとに火元責任者による、建物、火気使用設備（器具）及び消防用設備等の自主点検を行う。

（火元責任者の業務）

第６　火元責任者の業務は次のとおりとする。

　１　別紙２「自主検査チェック表」に基づき、担当区域内における建築物、火気使用設備（器具）、電気設備、危険物施設についての自主点検及び整備を年2回以上行う。

　２　担当区域内における消防用設備等の維持管理を行う。

（避難施設の案内及び維持管理）

第７　防火管理者は人命の安全を確保するため屋外へ通じる避難経路図を作成し、全従業員に周知徹底するとともに、避難通路、避難口、避難器具、安全区域、防煙区画、防火戸その他の避難施設について災害時に有効に機能するよう維持管理を行う。

（防火上の構造の維持管理）

第８　防火管理者は、建物の防火区画、内装その他の防火上の構造について維持管理を行う。

（収容人員の適正化）

第９　防火管理者は、従業員及び出入りする者の定員について、状況を適正に管理する。

（防火上必要な教育）

第10　防火管理者は、従業員に対して防火管理に関する教育を実施するとともに、必要な講習の受講状況を把握し管理権限者に報告する。

（自衛消防訓練の実施）

第11　防火管理者は、次の訓練実施について事前に「自衛消防訓練通知書」により消防長又は消防署長に通知する。

　　　なお、必要に応じ訓練の指導を消防機関に要請する。

　１　消火訓練　～　初期消火訓練（年2回以上）

　２　避難訓練　～　避難誘導訓練（年2回以上）

　３　通報訓練　～　消防機関（119番）への通報訓練

（消火活動、通報訓練及び避難誘導）

第12　火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、連絡事務及び避難誘導活動について、自衛消防隊の任務分担に基づき適切に行う。

（増改築時の消防計画の作成及び火気使用又は取扱い監督）

第13　防火管理者は、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等の工事を行う場合は、事前に「工事中の消防計画」を作成し、消防長又は消防署長に届出するとともに、自ら又はその補助者により火気使用（取扱い）の立会い及び監督を行う。

（防火管理に対し必要な事項）

第14　勤務するすべての者は、日常業務を通じて防火管理に関する次の事項を遵守しなければならない。

　　１　避難階段、通路、ロビー、ホール等には避難上支障となる物品を置かないこと。

　　２　消防用設備等の周辺には装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。

　　３　火災を発見した場合は、消防機関に通報するとともに、防火管理者に連絡し、自衛消防組織に定める任務分担により適切な行動をとること。

（防火管理業務の一部委託）

第15　防火管理業務の一部委託について、防火管理体制及び緊急時の連絡体制を受託者との間で密接に図ること。

　　　 なお、受託者の氏名、住所、会社（法人）名、任務分担、指揮命令系統等については自衛消防組織に定める。

（権限の範囲）

第16　建物内の管理権限については、別に定める

この計画は、　　　　　　年　　　月　　　日から実施する。

別紙１

**自衛消防組織図**

**予防管理組織図**

※担当区域とは、厨房、事務室、各階ごと等をいう

別紙２

自主検査チェック表（定期）

※確認結果欄記入例：〇…良　×…不備・欠陥

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実　施　項　目　及　び　確　認　箇　所 | | | | | | | | | 確認  結果 |
| 建　物　構　造 | (1)　柱・はり・壁・床  　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか | | | | | | | |  |
| (2)　天井  　　仕上材にはく落・落下の恐れのあるたるみ・ひび割れ等はないか | | | | | | | |  |
| (3)　窓枠・サッシ・ガラス  　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等はないか | | | | | | | |  |
| (4)　外壁・ひさし・パラペット  　　貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか | | | | | | | |  |
| 避　難　施　設 | (1) 避難通路 | | ①　避難通路の幅員が確保されているか | | | | | |  |
| ②　避難上支障となる物品等を置いていないか | | | | | |  |
| (2)階段  階段室に物品が置かれていないか | | | | | | | |  |
| (3)避難回の避難口 | | ①　扉の開放方向は避難上支障ないか | | | | | |  |
| ②　避難階段等に通じる出入口の幅は適切か | | | | | |  |
| ③　避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか | | | | | |  |
| 火気設備・器具 | (1)厨房設備 | | ①　可燃物品からの保有距離は適正か | | | | | |  |
| ②　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか | | | | | |  |
| ③　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか | | | | | |  |
| (2)ガスストーブ石油ストーブ | | ①　自動停止装置は適正に機能するか | | | | | |  |
| ②　火気周囲は整理整頓されているか | | | | | |  |
| 電気設備 | 電気設備 | | ①　コードに亀裂、劣化、損傷はないか | | | | | |  |
| ②　タコ足の接続を行っていないか | | | | | |  |
| ③　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか | | | | | |  |
| そ　の　他 |  | | | | | | | |  |
| 検査実施者氏名 | | 検査実施日 | |  | 検査実施者氏名 | 検査実施日 |  | 防火管理者確認 | | | |
|  | |  | |  |  |  |  |  | | |

（備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する